

## 平成27年第12回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年12月2日					
招集の場所	嘉麻市嘉穂生涯学習センター夢サイトかほ(大会議室)					
開閉会日時 及び宣言	開会 平成27年12月2日 13時 30分	開会宣言	局長 大里 芳明			
	閉会 平成27年12月2日 15時 00分	閉会宣言	局長 大里 芳明			
付議案件	① 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について ② 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について ③ 議案第46号 農地利用集積計画(案)について(利用権設定) ④ 証明第7号 非農地証明願いについて ⑤ 通知第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 22 名			欠席 7 名		
議事録署名委員	13番	山 口 朝 光	15番	豊 田 武		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	大 里 芳 明	係長	松 尾 典 子		
	係	加 藤 直 子				
招集委員及 び出席並び に欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	大 里 廣	○	16	有 田 廣 志	○
	2	田 中 末 勝	○	17	浅 田 正 子	○
	3	坂 口 政 義	○	18	梅 永 茂 美	○
	4	権 藤 春 義	○	19	縄 田 誠 一	○
	5	萬 田 紀 男	×	20	小 山 修	○
	6	松 隈 勝 久	×	21	熊 本 富 美 男	×
	7	齋 藤 英 俊	×	22	梶 原 徳 幸	○
	8	佐 藤 勝	○	23	秋 穂 勝 伸	○
	9	大 里 健 次	○	24	大 田 好 一	○
	10			25	廣 方 悟	×
	11	山 上 学	○	26	中 嶋 廣 東	○
	12	岡 本 喜 久 生	○	27	大 里 善 文	○
	13	山 口 朝 光	○	28	松 岡 茂 美	○
	14	山 田 政 秋	×	29	山 本 隆 則	×
15	豊 田 武	○	30	永 水 修 一	○	

第12回嘉麻市農業委員会総会（平成27年12月2日）

事務局長 こんには。定刻になりました。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしてください。

それでは本日の出欠状況をご報告いたします。在任委員29名中、出席者22名、欠席者7名、過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い本総会は成立いたしますのでご報告いたします。

事務局 【配布資料の確認】

事務局長 それでは、副会長が欠席のため開会宣言を行います。

只今から平成27年第12回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

続きまして【農業委員憲章】の朗読でございます。ご起立をお願いします。

【農業委員憲章朗読】

それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 それではご挨拶申し上げます。先月の26日から27日にかけての視察研修につきましては、大変おつかれさまでございました。よい研修ができて、ありがとうございます。

12月は別名師走と呼ばれています。その語源は、お坊さんがお経をあげるため東や西に馳せるといわれています。ここでいう師というのはお坊さんを指しております。師が馳せる月、しはせ月、それが師走となったといわれております。いよいよ寒さが到来することに相成ると思います。

さて、先月の27日に発表されました農業センサスによりますと、農業への就業人口は平成22年に約260万人おられたそうでございますが、27年には209万人となっているそうでございます。この5年間に51万人もの農家人口が減少しているということでございます。それで、農業の後継者が不足したまま高齢化が進行しているということに相成ります。政府は平成26年より農地バンクを通して担い手に農地を集積し、規模拡大を図っておりますが、農地バンクが目指しておりました受け入れの面積は146,980ヘクタールくらいを予定していたわけでございますが、実際にはその目標の5パーセントの7,349ヘクタールしか預けたいという人が出てこなかったといことであります。それだけ遊休農地や耕作放棄地が多くあるということでございます。そんな中であって、政府は28年度の税制改正で遊休地への課税強化を提案しております。その遊休農地は効率的に利用の意思のない農地を課税して、また再生利用が難しい農地は対象にしないというような、柔軟な対応をしますといっておりますが、その判定をするのは皆さんにやっていただきました農地パトロールの結果を活用するともいっております。農業委員会が行う農地パトロールの判定が基になるわけですから、大変重要な仕事、業務になります。しかし、その耕作が放棄されている、または何も作られていないというこの農地は湿田であったり、なかなかそこへ行く道がなかったり、後継者がいなかったり、預けたいと思っても担い手がいなくて受け手がいない、そういう風ないろんな事情があって遊休農地または耕作放棄地となっているわけございまして、遊ばせているから課税を強化しようというだけでは解決しないのではないかと思います。今すぐには、すんなり納得するわけにはいかない

会 長 　　いう気がしてならないのであります。機会がございましたら、県の農業会議や全国の農業会議所を通じて何らかの形で働きかけたいと思っております。最後になりますけれども、農業委員会法が改正されて今私どもは市長に対して建議書を提出したところですが、前にも申しましたように28年4月から新しい形で出発するためにはこの12月の市議会で農業委員だとか推進委員だとか、定数が決まってくることになります。そのことにつきましては、今日の会議の後半で説明を申し上げますので、そういうことが着々と進んでいるということをご中でお話しておきたいと思っております。これからは農政やTPPの行方、政界情勢の変化が目まぐるしく起こることでしょう。しかしながら、農業は消えてはならないと信じております。そういう思いでこれからは農業委員会の活動に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。長くなりましたけれども、会長の挨拶といたします。本日もよろしくお願いいたします

会 長 　　それでは、本日の議事を進めさせていただきます。本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ございませんでしょうか。

会 場 　　【異議なしの声】

事務局長 　　それでは、本日の署名委員さんは13番委員さんと15番委員さんをお願いをしたいと思います。書記を加藤主査に執らせませう。それでは、付議案件に入ります。議案第44号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが審議番号1番と2番は関連しておりますので、併せて事務局に説明を求めませう。

事務局 　　それでは、1ページをお願いいたします。

　　【議案第44号の表紙朗読】

　　今月は、農地法第3条関係におきまして、2件の申請が出ております。審議番号1番・2番、譲渡人が同一人となりますので、続けて説明させていただきます。

　　それでは2ページをお願いいたします。

　　【農地法第3条関係審議表番号1の内容朗読】

　　この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。下限面積の要件はクリアしており、周辺地域との関係も特に問題無いと思われませう。又、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われませうが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料として3ページに位置図を添付しております。

　　続きまして4ページをお願いいたします。

　　【農地法第3条関係審議表番号2の内容朗読】

　　この申請は譲受人の〇〇〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。下限面積の要件はクリアしており、周辺地域との関係も特に問題無いと思われませう。又、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われませうが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料として5ページに位置図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の26番委員さんにご説明をお願いいたします。

26番委員 26番委員でございます。2ページの番号1の分でございますけど、この3条申請につきましては、本来、6番委員の担当地区でありますけども、本日欠席されておりますので、この面も併せて私のほうからご説明させていただきたいと思っております。只今、事務局の方から説明がございましたように、当該農地の場所につきましては、県道穂波・嘉穂線、これは碓井庁舎の前の道路でございますけど、この道路を碓井方面から桂川方面に向かいますと、飯田の交差点、福岡県中央信用組合という金融機関がございますけど、この交差点を左折しますと200メートルほどの地点でございます。大字が平山と飯田と違いますけれども、この3つとも道路を挟んだ、隣接農地ということでございます。譲渡人の〇〇〇〇さんから譲受人の〇〇〇〇さん、それから〇〇〇〇さん、それぞれ売買により取得されるものであります。譲受人お二人につきましては、適格者であり問題は無いと思われませんが、委員の皆さんのご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。関連しておりますので、併せてご質問のあるかたはお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは2件一緒に採決に入りたいと思っております。本案につきまして賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。本案は原案の通り許可することに決定いたします。続きまして、議案第45号の農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、6ページをお願いいたします。  
【議案第45号の表紙朗読】  
今月は、農地法第5条関係におきまして、1件の申請が出ております。それでは7ページをお願いいたします。  
【農地法第5条第1項関係審議表番号1の内容朗読】  
この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が譲受人の〇〇〇〇氏所有の田1筆、733㎡を所有権移転で取得し、有料駐車場で転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上特に問題ないと思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料として、8ページに位置図、9ページに付近見取図、10ページに断面図、11ページに平面図を添付しております。以上でございます。

議 長 ただいま、事務局の説明が終わりました。

議 長	続いて、地区担当委員さんの説明をお願いします。26 番委員さんよろしくお願ひします。
26 番委員	引き続き私の方からこの 5 条申請について説明をいたします。只今、事務局の方から説明がございましたように、譲受人であります〇〇〇〇さんが譲渡人〇〇〇〇さんの田を取得し有料駐車場として整備したいとの申請でございます。場所は 9 月 11 日の第 9 回の農業委員会総会のときの議案で、農地法第 5 条第 1 項の許可申請がございました。これは〇〇〇〇〇さんが農地を買収されて、幼稚園の駐車場として整備をされております。その用地に隣接する農地でございます。スーパー川食碓井店の付近となります。地元との協議も済んでおりますが、委員の皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上です。
議 長	只今、事務局と地区担当委員さんの説明が終わりましたが、ご質問がございましたらお願ひいたします。
会 場	【異議無しの声】
議 長	異議が無いようでございますので、質問はこれで打ち切りまして、採決にいきたいと思います。賛成の委員さんは挙手をお願ひいたします。
会 場	【全員挙手】
議 長	全員の賛成でございます。よって本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。 続きまして、議案第 46 号農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは 12 ページをお願いします。 【議案第 46 号の表紙朗読】 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。それでは 13 ページをお開きください。 今月は 13 ページから 16 ページに記載しておりますように、新規で碓井地区 2 件 2 筆 1,711 ㎡、嘉穂地区 7 件 27 筆 52,582 ㎡、稲築地区 18 件 45 筆 39,228.72 ㎡の申請がっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。
議 長	只今、事務局の説明が終わりました。ご質問がございましたらお願ひいたします。それぞれの自分の範囲の所を見てくださいようお願ひします。 それでは、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願ひします。
会 場	【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって本案は、市長部局へ回答したいと思います。  
続きまして、証明第 7 号非農地証明願いについてを、事務局から説明をしてくださ  
るようお願いいたします。

事 務 局 それでは 17 ページをお願いいたします。  
【証明第 7 号の表紙朗読】  
今月は非農地証明願いについて 1 件の申請が出ております。  
それでは 18 ページをお願いいたします。  
【非農地証明願い関係審議表番号 1】  
当該地は、備考欄にあるように平成 19 年に相続により取得していましたが 20 年以  
上前から畑としての利用は無く山林化しております。非農地証明発行要件であります  
非農地化して 20 年に経過も満たしており許可申請上も特に問題ないと思われま  
すがご審議よろしく申し上げます。19 ページに位置図、20 ページに非農地証明経過  
書を添付しております。以上でございます。

議 長 地区担当委員さんの説明をお願いいたします。23 番委員さんお願いいたします。

23 番委員 はい。担当は 5 番委員ですけど、欠席をされておりますので代わりに説明いたします。  
先刻、会長、事務局と現地を確認してまいりました。とても耕作できるような状態  
ではありませんでしたので、事務局の説明の通り非農地証明に該当すると思いま  
す。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 事務局並びに担当委員さんの説明が終わりました。本案につきましてご質問ござい  
ましたらお願いします。

会 場 【異議無しの声】

議 長 特段無いようでございますので、採決に入りたいと思います。本案につきまして賛成  
の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって本案は非農地として証明したいと思います。  
続きまして通知第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題と  
いたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 21 ページをお願いいたします。  
【通知第 12 号の表紙朗読】  
今月は 15 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなってお  
り、22 ページから 24 ページに報告書を添付しております。以上でございます。

議長 この件につきましては報告のみでございますので、次に入らせていただきます。報告事項に入ります。農業委員会法改正に伴う、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について、説明をお願いします

事務局長 それでは、農業委員会法改正に伴う農業委員並びに農地利用最適化推進委員の定数についてということで、本年10月14日に永水会長から赤間市長に建議書を手渡しいたしました。その中で農業委員は上限の19名、推進委員は上限の20名ということでお願いしておりました。が、法改正で定数が変わる11市町、嘉麻市を含めまして、調査したところ、現行の農業委員の人数の半分というところが多くなりまして、農業委員は現行の人数の半分15名、推進委員は建議書通りの20名ということで、とにかく12月議会、4日の日から始まりますが、そこで農業委員と推進委員の定数条例が上程されるという具合に今のところなっております。会長の方からお願いします。

議長 今、事務局長から説明がございましたように、県内に、28年4月から新しい法律が適用される市町村が11あるわけでございますが、大部分はそのようであるということと、飯塚市の状況を聞いております。桂川については今度の法改正ですぐ来年の4月からするんじゃないかと、その次の年にしか新しい法律が適用されませんので、飯塚市と連絡を取りながら今局長が申しましたような形で、市当局と意見を言ったりまた意見が返ってきたり、これは譲れないとかいうことをしながら、今言ったような形で市長部局が議会に上程する原案を作った結果がこの様でございます。それにつきまして、質問とかご意見がございましたら承って、市議会議員の先生方に私どもの思いを伝えるという方法もありますので、質問・意見がございましたらお願いいたします。

28番委員 28番です。これを見ると上山田・下山田はかなり負担が高いですね。この地図とかの方を見ると。こっちの話でしょ。

事務局長 その地図の分はまだです。今は、農業委員の定数の関係の報告の部分です。

議長 そのことについては、また後で説明します。大枠の定数の話です。

28番委員 定数の申請の話ですね。

事務局長 そうです。建議書では上限の19名と出していましたが現実には15名ということに。その人数で定数条例があがってきますよと。ということでご説明を。

26番委員 議長。いいですか。

議長 はい、どうぞ。

26番委員 26番委員ですが、今、会長さんと事務局長の方からご説明がありましたけど、基本的に明後日から議会が始まりますので、議案も目を通しましたけど、今言われた通り農業委員は15名、推進委員は20名と、来年の4月1日から施行する。と、こう

26 番委員 いう風になっている。今言われた、大部分の市町村が現行の定数の2分の1程度ということなんですけど、具体的にどういった市町村を調べられて、どれぐらいの団体なのかというのが分かれば参考に教えてください。

事務局長 ちょっと今は。今日は資料を持ってきてませんが、嘉麻市合わせて11団体。県内ですね。

26 番委員 その11団体が、半数ぐらいにしたということ。

事務局長 はい。飯塚市は現在定数が37名。飯塚市の場合はちょうど上限いっぱいということではいけるんです。19名ということで。

26 番委員 19名、約半数ですね。

事務局長 はい、そうです。他の市町村もだいたい半数ということで。

議 長 その半数の話は、国が指導しているもので。大体それに則ってしてあるということでございます。

26 番委員 これ一つは、前回の総会のときにも会長さんが言われたんですけど、いわゆる建議書を出されて、本来19名でしてほしいという要望だったけど、基本的に15名にこちらの方がむしろ考慮してと、こういうことだと思うんですけど。行革の視点というのは、一般的に削減をする、予算を減らすと、こういう見方をされがちなんです。ところが、行革に対する審議会というのもあるんですけど、外部評価委員会ということで外部から大学の教授やそういった専門家をに入れて、基本的にそういった審議をするというのは、今の行政がやっている事業、これを今までは計画を立てて実行すると、予算を組んで実行すると。その見直しを図ると、第三者機関が評価をして見直しを図っていく、こういうやり方なんです。ですから、行革というのは一概に予算を削るだけですと、こういうことではないんですね。そこは基本的な認識を持ってもらわないといけないと思うんですね。ですから私も調べたら、いま農業委員会の交付金が県から250万ほど来ているでしょう。これはもちろん事務局員の事務費も含めてですけど、基本的にこれは交付税措置があるんですよ。交付税措置、農業委員会の報酬というのは。だから多分、推進委員が20名できる、この件はまた後で議論するんですけど。この20名に対しても交付税措置がたぶんある。そういうのは、事務局が参考のために調べておいた方がいいと思いますよ。本会議の質疑で出るかはわからないけど、私は調べてます。議員としてはそういうところも質問しないといけないから。結論から言いますと、今回の提案については、会長さん含めて農業委員会の総意としてお願いしますよということで市長に申し入れてあるわけですから、当然私どもも議会委員としてこの議案が通るように頑張って議論させていただきたいと思っております。この所管委員会は3番委員が産業建設委員会ですから、委員の所管にもなりますから、3番委員や25番委員欠席されてますけど、一緒に協力してこの議案が全会一致で通るように頑張っていきたいと思っております。以上です。



議 長 その他ございませんでしょうか。

23番委員 はい。23番です。農業委員が15名ということになるらしいですけど、嘉麻市全体で15名なのか、その地区で何名何名という振り分けになるのか。

議 長 まだその中身は言えないんですよ。といいますのは、農業委員は市長が選任すると法律に書いてあるんです。後半で推進委員のことについて話すと言いましたが、推進委員は農業委員が委嘱すると書いてあるんです。だから私たちの任期は来年の3月31日まであるんです。4月1日からちゃんと運営できるように、現在の農業委員が御膳立てをしておかないといけないという使命がありますので、それについてはここでこういう風にしたらどうかということ、皆さんの意見や知恵を借りようとしているところです。そういうわけで、定数はまだ市議会の先生方の採決が終わらないことには、何名になりますとか言えないわけです。しかし、後半の推進委員については、法律の上限で市の方に頼んで、それが市議会にかかっております。知恵を借りようとしているのは、もし20人で、推進委員の定数が20人で通ったならば、その時にはこのような分担割でどうかというのを考えておいてくださいというお願いを、最後にするわけです。もし20人という枠が変わったらまた即それに対応できるための、仮の素案を作っておいてほしいということです。それは農業委員会準備しておいていいわけです。推進委員のことはいいけれども、農業委員のことはここでするわけにはいかないわけです。決めるのは市長ですから。市長や市会議員のされることを勝手にここでいうことはできませんので。それは22日が市議会の最後の日なので、それが決まったらまた皆さんにお知恵をお借りしたいということで、24日に臨時の総会を開いて細かい打ち合わせをしたいと思います。これには全員出席していただいて、それぞれの旧市町に持って帰って、いろいろしてもらうこともございますので、できるだけご出席お願いします。それでよろしいでしょうか。その他ご質問がありましたら。

会 場 【質問なしの声】

議 長 そういうことで、今、局長が説明しました内容で市議会に上程されているということ、を承知くださいということで、終わりにしたいと思います。これで良いですかね。

事務局長 ありがとうございます。そういう感じで、今のところは市議会の先生方をお願いしながらやって行きたいと思っております。

2番委員 基本的には、今の傾向として15人というのが理想というわけですか。

議 長 国全体、県全体の大枠が出ているのは、現在のそれぞれの自治体の定数の半分に、という風に。

2番委員 元々の19名というのは、この人数は何を基礎にして何から出したんですか。

事務局長	国の出してきた分で。農家戸数と農地面積によって、上限が19名までいいですよと。
2番委員	うちでは限度を出したが、周りの状況で2分の1が納得できるということで。
議長	市の財政とかいろいろなことで、意見を言ったり、向こうから回答が来たり、いろいろした結果ここに落ち着いたのが上程されておりますということを皆さんに知っておいてほしいし、そうかなと理解してほしいということです。
12番委員	いいですか。いまこれ推進委員が20名になってますけど、議会で18名になるとかいう可能性もあるわけですか。それは関係ないんですか。
議長	それは、市長部局が原案を出されたものを議員提案で下げられるというのは、私は議員をしたことがないから分からないけれども難しいのではないのでしょうか。議員さんどうですか。
26番委員	議長、いいですか。提出されて提案されるこの条例は定数条例だから、農業委員が15名ですよと、推進委員は20名ですよということで。たとえばそれ以内ですよとかそういう文言になっていれば別なんですけど、そういう文言になっていないですね。定数を提案する、ですから15名と20名ということになる。一つはさっきも私が言うように、嘉麻市の基幹産業なので、高齢化とかいろいろ問題はありますけど、そのためには一人でも多く定数は確保するという考え方でいいと思いますし、その定数は欠けることはないという風に思います。
議長	ずっと携わってこられた方がそのように言っておられますから、大方これで採決があったら通るのではないかと考えております。そのように支援を議員の先生方にはお願いしたいと思います。他にございますでしょうか。
会場	【無しの声】
議長	それでは、その他の項に入っていきます。事務局の方から報告があります。補足説明とか皆さんで打ち合わせすることもございますので、順次その他の項について説明おねがいします。
事務局	【臨時総会の開催日について】 【次回総会開催日について】 【研修会の日程について】 【農業委員会法改正に伴う農地利用最適化推進委員の地区割について】
事務局長	最適化推進委員につきまして20名ということで予定されております。それにつきまして、農業委員と最適化推進委員と年明けには同時に募集したいと。応募と地域推薦とありますが、推進委員につきましては事務局で受け付けると、農業委員につきましては執行部の方では分かりませんので農業委員会事務局で推薦とかを受け付けると

事務局長 今考えております。今度臨時総会開きますけど、それまでに、これ今叩き台でございます完全な叩き台、それを地区ごとに皆さんで協議いただいて、大枠で旧山田で推進委員を2名、稲築で3名、碓井で3名、嘉穂で12名ということで今作っております。この中で、農事区とか昔からのつながりとかそういうことがあるでしょうから、その辺でどこどこがくっついて1名を出すという風な案を作っただいて、24日の臨時総会のときにはその地区割を決定したいというふうに考えております。これは推進委員につきましては農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対して候補者の推薦と募集をしなければならないとなっていますので、地域を定めないとはいけません。それを皆さんにお願いしたいというふうに考えております。また農業委員の候補者の関係、議会で、22日が最終本会議だと思えますけど、それで決まれば24日の臨時総会で地域推薦の関係とかそういう部分につきまして人数、嘉穂が何名とか山田が何名、稲築が何名、碓井が何名という地域推薦の人数をそこで決定していただきたい。その後に、それが決まりましたら農業委員の候補者の関係、推進委員の候補者の関係について農業委員会の各地域の農事区長とかそういうところに話をし、ていただきたいというふうには考えております。農業委員にしても現行の半数でとなりますので、現在の区割りから地区が広がってくると思うんです。その辺の兼ね合いもいろいろと出てくるから、農業委員さんもあと4か月ぐらいですけど率先して動いていただきたいと考えております。

8番委員 いいですか。

議長 どうぞ。

8番委員 8番ですけど、この推進委員というのは主にどんな仕事メインになってくるんですか。

事務局長 推進委員といいますのは、大きくいえば農業委員さんには議決権がありますね。議案についての採決権。推進委員については議決権はないんですが、地域ごとの耕作放棄地の解消とか担い手への農地の集積とか、そういう部分の現場活動を主に担う人になるんです。地域ごとに決めておかないと、そこにある程度精通した人。そして現場活動をして、意見とかそういうものがあったら農業委員さんとタッグを組んでやると。農業委員さんも現場活動にも携わるし、そういう形になってくると。

24番委員 いいですか。

議長 どうぞ。

24番委員 24番です。今説明があったなかで、推進委員をあらかじめ考えておいてくださいと、言われましたよね。

事務局長 いいですか。今こういう叩き台で、地区割を出してるわけですね。これではいかんよと、こういう地区にせないかんということでこれを変えてもらっても結構です。

24番委員 | そうということではなくて私が今思ったのは、地元の足白の場合で考えたらヒガシマル、ニシマル、ハイ、シイノキとある。推進委員を考えると、たとえば農業委員は市長が選出されるということで、出来るだけだぶった地区から推進委員を出さないほうがいいんですよ。農業委員が出たら、出ていない地区から推進委員と。そういうことを考えたら、まず農業委員が決まってから推進委員を考えた方がいいのではないかと。まだ24日ごろの話でいいのではないかと。

事務局長 | 24日に農業委員の数もはっきり決まりますし、推進委員の数もはっきり決まります。その中で、農業委員は嘉穂地区何名、地域推薦を出してくださいとかですね、こちらで案を。

24番委員 | できるだけだぶらないよう、まず農業委員が決まってから推進委員を別な地区から出したほうがいいのではないかと。

事務局長 | そういうふうにしたほうがスムーズに行くとは思いますが。

議長 | 今のような、局長が話したのは何のことだろうかという質問でもようございます。これは24日にしたほうがいいんじゃないかという質問でもよかったんです。というのは、こういうことを、24日にはこのことも最終結論を出すし、農業委員の地域からの推薦の枠のことも今度は話します。今日話せないんですよ。まだ議会で決まってないことを君たちは何の権限があってするのかと、怒られますので。そういう部分も今度出すんですけど、こういうことを考えてもらう、知恵を出してもらう会をしますよという予備の話です。

24番委員 | わかりました。

議長 | そういう意味で、局長が話したのが何のことかと、理解できないということがあったら、こんなことはどうなっているのかと、そういうことの質問なり意見を伺いますと言ったつもりだったんです。

1番委員 | はい。1番です。農業委員の資格というんですかね、ちらっと聞いたのは認定農業者とかなんとかいうのはちらっと聞いたんですが。その資格とかあるんですか。

事務局長 | 今回の法改正で定数の、原則、認定農業者が過半数。それに満たない場合は、認定農業者等まで含めて。認定農業者等というのは認定農業者のOBとか認定農業者の家族とか、集落営農の役員とか。そういうところまで含めて過半数を超えれば、議会の同意を得て市長が任命するというふうになります。それでもまだ人数が足りなければ、認定農業者と認定農業者等含めて定数の4分の1と。今うちのほうが15名としてますので、4分の1といえば4人。認定農業者と認定農業者等含めて4人になっていなければならない。それも議会の同意を得て市長が任命する。認定農業者が約半数ということは、8名認定農業者が出てくれば、それはそのまま出られるということになるんです。

1 番委員 認定農業者というのは、水田をしている人だけが認定農業者になっているんですか。酪農とか果樹とかそういうところも。

事務局長 はい。今、90件。

1 番委員 認定農業者が。

事務局長 はい。嘉麻市に。今農政とうちの方でデータはございます。それは最終的に24日の日に、そういう部分も示しておかないといけないとは思っております。

議 長 今のようなどんな質問でもいいですから、聞いてみてください。

28番委員 いいですか。

議 長 はいどうぞ。

28番委員 28番ですが。地域のそういう農事区長とか、いつこういう話を持って行っていいのか、タイミングがつかめないんですけど。外堀を埋めるといとか、いろんな話し合いをしていかないといけないけど、いつ持って行っていいのか、タイミングを計りかねているんですけど。

事務局長 24日の臨時総会の後ぐらいに皆さんに動いていただきたいというふうには。

議 長 それまでは動かないでください。

事務局長 正式に決まらないとですね。

議 長 今日の情報をどんどん言ってもらおうと困ります。

9番委員 いいですか。

議 長 はい。

9番委員 9番ですが。議会は20日？

事務局長 22日が最終。

9番委員 そこで決定するだけで。それ以降、24日さっき言った。それいったら、恐らく候補になるであろうということを今の所説明されていると思うんですよ。だからそれ以降にまた地区割うんぬんをしないとイケない。それまで動けない。

議 長 皆さんに24日以降のこの情報を言えるだけ言っているだけであって、よそに言っ

議長 てもらっては困るんです。動くのも24日以降でございます。その様に考えてください。それまでは動いたりしないでください。

9番委員 その前に勝手に相談とか個人的にしてたら大変なことになりますよ。それは大事ですばい。

28番委員 その所の所をきちっと言っておいてもらわないと、判断に迷ったらいけない。

4番委員 人数が決定するまで相談のしようがないですよ。

議長 はい。

9番委員 ただ、今こうですよ、なっていますよという説明をされているだけのことであって。

4番委員 前の地域割りとか、今までの選挙とかの感じがあるわけですから、定数がはっきりしないと相談のしようがないんじゃないですか。

2番委員 15名がどこがどこをもらうか。何人になるか。

4番委員 農業委員さんは椅子が少ないから、その決定はどういう形で決まってこんな地区割しないとイケないやろと思う。

事務局長 現在の分かれている分のところが広がるからですね、ある程度。

28番委員 かなり難しい。状況が。

議長 24日までは緘口令ですから。動かないでくださいよ。

2番委員 基本的には19名が15名ぐらいになるということでしょう。そうしたらこの20名の枠というのは15名の農業委員に対しての枠で素案を出しているんでしょう。この20名の枠は。農業委員がだいたい19名だろうということで、この推進委員がだいたい20名ということで出してあるでしょう。だいたいがこういう枠で、20名でいだろうという、枠でだしておるんでしょう。

事務局長 だいたいこれは叩き台です。叩き台ですよこれは。

2番委員 叩き台でしょう。これが15名になったら、農業委員と推進委員はつながりがないとイケないから、枠が15名になった場合、広がるのはまずいのではないか。

事務局長 それは推進委員です。

2番委員 枠が広がるじゃないですか。基本的に言えば、19名の農業委員と推進委員という

2番委員 のでつながりがないと運営が農業委員はできないでしょう。いろんな案件が出てきた場合。たとえばこの20名はもうちょっといてもいいと思いますよ。19名で今言ったこの農業委員が15名になった場合、割合が出てきますよね。嘉穂町が何名、他が何名ということで。嘉穂町が多いと思うんですよ、大きいから。たとえば碓井だったら、2名の農業委員になった場合、これが3ブロックに分かれてるじゃないですか。これが2ブロックぐらいにまとめるような感じになってくるんじゃないかと。

事務局長 農業委員さんの数で、3ブロックが2ブロックにまとまると。

2番委員 はい。農業委員と推進委員の一体化という意味合いで。そういう案も出てくるのではないかと思います。

議長 今日これで示したのは、20名ということで議会で決まったら、どこどこはこれくらいですよ。その本当の願いは、24日にもつながるんですけど、たとえば山田が2と書いてありますね。碓井と稲築は3と書いてありますね。それが、こっちのほうで集落名が書いてあるでしょう。ここの数字は、これは面積だけだとかこういう組み合わせになりますよと書いてあるわけです。今日のご願いはそうではなくて、この谷のつながりで人間関係が深いし、この谷の向こうのことはこの人たちではわからないから、この組み合わせはこうじゃない、こうがいい、ということを考えてくださいという意味です。

2番委員 その場合にですね、農業委員が出たときに全然変わってくるのではないですかと。仕組みが。

議長 だからそういうルールをそれぞれの山田・稲築・碓井・嘉穂で工夫してくださるのが24日の会議です。いろいろ自分の所の情報がこの委員会に上がってくるような仕組み、または不平等にならないようにうまくこの地区分けをしていただくための仕組みを相談してほしいという思いです。だから農業委員、推進委員そういうところの知恵を結集したものを皆さんに知恵を出してもらいたい。それは22日にならないと農業委員の数ははっきり言えないから、今日はここで決めますよとか方向出しますよとかではなくて、こういうことが22日以降に起こりますから知っておいてほしいという意味です。

24番委員 会長が説明されている通りなんですよ。頭にこれが出てるものだから、みんなどんどん頭下がってるけど、提出は決定しないことだから。

1番委員 これはどこ地区でもあってることなんですよ。これは当然あってもいいことだと思います。やりやすいようにすればいいということですね。

2番委員 農業委員が15人になったときに、何人を割り振りできるかということによって、それからしか考えられない状況ですね。

議長 それは24日に皆さんにお示しします。何か案を出さないとみなさんが話になりませんから、24日には何か案を考えて出しますよ。

事務局長 そして24日の日にはそれで決めていただきたい。

2番委員 そのときに15名の農業委員が、たとえば山田2名、稲築2名、碓井2名、嘉穂町何名と出てくるということでしょう。それが出てこないとこれはできないですよ。

議長 はい。

13番委員 いいですか。13番です。15名の農業委員ですね、今度新しく、15名を全部農家だけで振り分けでいいんですか。たとえば学識とか女性とかあるんじゃないですか。全部振り分けられないんじゃないですか。

議長 それは15名をみんな地域に割ることはできません。法律で。それも24日には発覚します。

13番委員 話が全然違うところに行きよるからですね

事務局長 中立な人を一名とかですね、いろいろあるんです。

4番委員 地域割りは、この推進委員は地域割りで。農業委員は全体を見る感じで。

2番委員 地区割りはしないんですか。たとえば15名と決まって、山田から嘉穂町もあるじゃないですか、この中で何名何名と。

議長 言われたように、大枠がありまして、地域からの推薦とそうでない推薦がありますから、15名みんな割るわけにはいかないから、地域からの推薦枠は何名ぐらいにしましょうというのを皆さんに示して、これでいきますよと言えばどこどこはこれぐらい推薦してくださいというのが具体的に出てきます。それは今日は言いません。

2番委員 当初は出してあったでしょう。碓井何名、学識が何名と出してあったでしょう。そういうふうで碓井地区をとということで。きれいにできないということ。

事務局長 あれが19名でしてあったでしょう。それが15名でその辺をまたしないといけない。

議長 はいどうぞ。

24番委員 農業委員は、議決権は言われておったけど、推進委員は無いということだったですね。そうしたら結局、毎月とか、いろんな会議があるんですか。それへの出席はどうなるんですか。



事務局長 毎月農業委員会は開かれます。推進委員の方がそういう時に自分の意見を述べたいと、地域のことについて。そうしたら出席はできるし、農業委員会の方が地域の方で、転用とか売買とかあるときに、そちらを呼び出しということもできるんです。

24番委員 推進委員の方だけの会議はないんでしょう。

事務局長 そこはまだ考えてないですね。

24番委員 いろいろ進めるときでも聞かれたら、答えられないといけないから。

1番委員 推進委員は日当ですか、月給ですか。日当でしょう。

事務局長 一応、月額報酬に。月額いくらという風に。

28番委員 そういうことより、今まで何もわからないでいきなりこういうのを打ち出さないといけない、その反動というか、それをまとめるほうが、いきなり半減した人数を言わないといけないでしょう。国会なんかの、いつも関心を持って聞いていればそういうのが国会で決議されたとわかりますけどね。わかっているなら一般の方からおそらく質問があったと思うんです。今までの中で。そんな質問が一切無い中で出さないといけないから。大変なこう。

議長 それは28年4月以降については農業委員は農業委員だけ、こういうふうな役割になりましたという説明は縷々しますし、推進委員は推進委員だけこういうふうな形の活動をしてもらうことなんですと、別々の丁寧な説明会もしなくてはならないと考えています。

18番委員 市長に会長の方から申し入れをするんですか。

事務局長 地域割りとかそういう関係を市長に要望するのかということですか。

議長 事務方が農業委員を、こういう方が望ましいのではないかと案を作る会を作ろうということに相成っているんですね。そこで案を作って10何名の案を作って、これで市長にいかがですかと。でないと、市長が俺はあれがいいというようなことは、事情がわからないから、そんなことはされないだろうということで、そういう選考委員会を行政の中で作ってそこで検討されて、こういう方が適任ではないかということで市長に推薦すると。決めるのは市長なんですが、そういう諮問機関というか、そういうところを作ろうと考えています。そこに対する進言は、ここで出た意見はそこには言うけども、市長に言うつもりはありません。選考委員会に、こういうことは考慮しなさいということは言って、そこが十分配慮して、こういう方々が一番適任ではないかということ、元を作る委員会にはここの意見を伝える、ということにしたい。

18番委員 会長が市長に対して、どうですよと、これは無い？

議長 もうですね、時間がない。その次の農業委員会にはこうあってほしいということをお個人的には言っても、個人的に A さんが良いよとか言うつもりはありません。選考委員会というところが、こういう方々がいいのではないかと、作るところに皆さんの思いを伝えたいと思います。

18番委員 そこが市長に対して言うということ。こういうこと。

議長 そうです。

1番委員 仮に15名に決まったら15人しか申請しないのか、20名いるからその中から15人選んでくださいというわけではないんですか。15名なら15名だけ？

議長 それは常識として、その選考委員会は言うでしょう。いや俺が選ぶから名簿を持ってこいという市長がいたら、自分で考えるからしたいという人とか地域からの推薦の原簿を持ってこいということであれば。しかしそうでない仕組みにしようとして今しています。選考委員会というのも作って、そこが充分検討して市長に進言すると。いうことになっています。

1番委員 はい、わかりました。

26番委員 会長、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

26番委員 会長が何度も言われていますけど、22日に議決しますよね。24日に臨時総会を開いて、この中で叩き台を作って選出をします。選出の15名ということで、当然これ市長の任命行為なんですけど、基本的に市長は誰を任命していいかわからないはずですよ。わからないから、私見てたんですけど、農水省の関係では市町村長はあらかじめ農業者あるいは農業者が組織する団体その他関係者に対して委員候補者の推薦を求め、または募集を行う、こういうふうになっているんですね。といことはたとえば、農業委員会ですから、ひょっとしたら市長が議決後に、会長すいませんと、この15名をたとえば認定農業者の問題もありますけど、こういったところで15名お願いしますよと、こういうことにもなる可能性もあるんですね。だからその時は、今先走って委員がいろいろ質問されてますけど、それからじゃあ農業委員としてはこうしましょうと、こういうことでいいと思うんです。だからあくまでもこれは、推進委員もそうですよ、叩き台だから、だからこの地区割が変わることもある。ただし20名は確保しますよと、こういうことでしょう。だから議決後に叩き台を以て委員で審議すると。こういうことでいいのではないのでしょうか。

議長 だいたいご理解できましたでしょうか。

会場 【はい】

議長 今日いろんな議論がありました、その結論は24日には出してしまいます。こうなりましたよ、というのはもちろん26番委員が言われましたように市長部局に、このことを担当している部署に私たちの思いをちゃんと届けておきたいと思います。

事務局長 実は明日、農事区長会議があるんですよ、その中で臨時総会で決定したことを、それ以降に農事区長のところに農業委員が相談に行かれるというふうに言っておいていいですかね。

9番委員 決定してないからですね。決定したことではないですから。

28番委員 ただ農事区長に徹底してもらいたいのは、国が法改正してやっておるんだと。だから今年度末までには変わってしまうんだということだけは、いつではなくて、そういう意向だけは言っておかないと、農事区長もまったくわからないというか。

事務局長 その辺は、選挙が無くなってこういうふうな仕組みになりますよということは明日説明しようとは思ってるんですよ。

26番委員 それまでしておけば、話が持っていくやすいけど。気を付けないといけないのは、農事区長には、今の法改正ができたからこういうふうになっていますよと、そういう仕組みだけを説明しないと。今から議案を出してするのに、なんでかと、俺は議会議員で今わかったのに、なんであなたたちが知ってるのかと、こういう話になってくると。そういうのは言うべきではない。

事務局長 私も思っていたんですよ。それだけは言えないなど。

議長 それでは他には無いようですから、これでいいですかね。終わりの宣言をしてください。

事務局長 本日の農業委員総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

---

13番委員

---

15番委員

---